

## 川崎市ふるさと納税返礼品等の審査に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市にふるさと納税をした寄附者に贈呈する返礼品等（以下「返礼品等」という。）の審査基準を定め、適正な返礼品等を贈呈し、川崎市のイメージを向上させ、応援してくれる方を増やすとともに地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (返礼品等事業者)

第2条 返礼品等を提供する事業者（以下、「事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業者であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (4) 返礼品等の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続できる環境を有すること。
- (5) 代表者等が、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定に違反していないこと。
- (7) 返礼品等を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、第5号又は第6号のいずれかに該当することを知らず相手方と契約を締結していないこと。

### (返礼品等)

第3条 返礼品等は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 川崎市ならではの特徴を主張できるもの、又は、川崎市の課題の解決につながるものであること。
- (2) 地域経済の活性化、本市魅力のアピール、本市イメージの向上、観光誘客のいずれかに資するものであること。
- (3) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、同日付け総務省市町村税課長文書第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び総務省市町村税課事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」に適合するものであること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
- (5) 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。

- (6) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。)
  - (7) 飲食物の場合は、寄附者に返礼品等が到着後、一定期間の消費または賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、返礼品等の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
  - (8) サービスの提供等の場合は、川崎市内で提供されること。また期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から1年間以上あること。
  - (9) キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者の許諾を得ていること。
  - (10) 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
  - (11) 本市が求める場合に、無償により返礼品等のサンプルを提供、又は、サービスについて現場の確認ができること。
  - (12) 宅配業者により配送が可能なものであり、かつ、発注後、速やかに発送できるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は返礼品等の対象としないものとする。ただし、特に川崎市ならではの特徴を主張できる返礼品等の場合はこの限りではない。
- (1) 金銭類似性の高いもの
  - (2) 資産性の高いもの
  - (3) 返礼品等の商品価格が30万円を超えるもの
  - (4) その他、川崎市の返礼品等にふさわしくないもの

#### (返礼品等の提案)

第4条 川崎市の返礼品等として登録をしようとするとき事業者は、次の書類を川崎市に提出するものとする。

- (1) 川崎市ふるさと納税返礼品等登録申込書（第1号様式）
- (2) 返礼品等明細（第2号様式）
- (3) 掲載に使用する画像データ

#### (審査手続き)

第5条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、第2条に定める要件について審査を行う。

- 2 前項の審査において判断に疑義が生じたときは、川崎市ふるさと納税懇談会(以下、「懇談会」という。)に意見を求めた上で、川崎市ふるさと納税推進本部会議(以下、「本部会議」という。)において承認を得るものとする。

(返礼品等の承認)

第6条 市長は、審査結果について、川崎市ふるさと納税返礼品等取扱事業者審査結果通知書(様式第3号)により当該事業者に通知するものとする。

(審査結果の報告)

第7条 市長は、審査結果を事業者に通知する前に、本部会議メンバー及び懇談会委員に前条の審査結果を報告する。

2 前項に基づき報告された審査結果について、本部会議メンバーまたは懇談会委員より疑義があった場合は、改めて第4条に定める審査手続きを実施することができるものとする。

(内容変更の手続)

第8条 事業者は、第5条の規定による承認を受けた返礼品等の内容若しくは価格を変更するとき又は事業者の所在地、名称若しくは代表者に変更があった場合には、第3条の規定を準用し、関係書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があった場合には、第4条の規定を準用するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、次の場合は、返礼品等々のポータルサイト等への掲載を停止し、事業者又は返礼品等の承認に疑義が生じた場合は、その内容を審査し、承認を取消することができる。

- (1) 取扱事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 登録期間が満了し、更新しないとき。
- (3) 取扱事業者又は返礼品等が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品等としてふさわしくないと判断されたとき。
- (5) 返礼品等の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (6) 他者が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- (7) 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- (8) 申込内容に虚偽があったとき。
- (9) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (10) 返礼品等の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、取扱事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合には、川崎市ふるさと納税返礼品等取扱業者承認取消通知書(様式第4号)により当該事業者に通知するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審査に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 2 5 日から施行する。